

## 湖南省障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条第3項及び障がいのある人が地域でいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南省条例(平成18年湖南省条例第23号)第6条の規定に基づく「湖南省障がい者計画」並びに障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条第1項に基づく「湖南省障がい福祉計画」(以下「計画」という。)の策定のための調査及び検討を行うため、湖南省障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画作成に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、25人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の関係者又は福祉事業に従事している者
- (3) 行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会は、特に必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 6 部会長は、審議結果を委員会に報告しなければならない。

(守秘義務)

第8条 委員は、委員会において他の委員から開示され、若しくは職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、計画の策定及び推進に関する事務を所管する課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行後最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。